

(公印省略)

環 保 第 1663 号  
令和 6 年 12 月 23 日

一般社団法人大分県建設業協会 会長 殿

大分県生活環境部環境保全課長

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例等の一部改正について（通知）

本県の環境保全行政の推進につきましては、平素から御協力いただき御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 5 月 1 日に宅地造成及び特定盛土等規制法（令和 4 年法律第 55 号。以下「盛土規制法」という。）に基づく規制区域が指定されることにより、県内において盛土規制法の運用が開始されます。

それに伴い、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（平成 18 年大分県条例第 41 号。以下「土砂条例」という。）及び大分県使用料及び手数料条例（昭和 31 年大分県条例第 27 号）を下記のとおり改正したので、お知らせします。

つきましては、貴団体会員への周知に御協力賜りますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容

- ・ 目的や禁止行為から災害防止に関する規定を削除
- ・ 特定事業の許可基準等から構造に関する規定を削除
- ・ 常用漢字表への追加に伴い「たい積」を「堆積」に改正
- ・ 土壌汚染に係る基準を「安全基準」としていたが、「土砂基準」に名称変更
- ・ 許可事業者が毎月県に提出する土砂等管理台帳の写しを、事業の休止中（休止届を提出したもの）は提出不要とする（第 15 条）
- ・ 許可事業者が行う定期的水質検査について、水質検査を行うことができない場合に行う土壌検査の範囲を土砂等を堆積した区域に限るとする（第 16 条）
- ・ 許可申請手数料の変更

新規許可	65,000 円	→	39,000 円
変更許可	33,000 円	→	20,000 円
譲受許可	33,000 円	→	20,000 円

## 2 公布及び施行の日

公布：令和6年12月23日

施行：令和7年5月1日（盛土規制法の運用開始日）

## 3 経過措置

- ・盛土規制法の区域指定前から行っている特定事業については、引き続き、改正前の土砂条例第4章の規定を適用する（第15条及び第16条は改正後を適用する）
- ・ただし、盛土規制法の区域指定後、特定事業の計画を変更することにより盛土規制法の許可対象となり、法に基づく構造基準がかかるものについては、改正後の土砂条例を適用する
- ・罰則及び手数料（変更許可及び譲受許可）について、盛土規制法の区域指定前から行っている特定事業は、改正前の規定を適用する

## 4 その他（盛土規制法の手続き）

- ・盛土規制法の区域指定前に着手し、区域指定後も継続する事業は、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、区域指定日から21日以内に届出する必要がある  
（問い合わせ先：土木建築部 都市・まちづくり推進課）

## 5 添付資料

- ・別紙1 改正の概要
- ・別紙2 土砂条例新旧対照表
- ・別紙3 大分県報（令和6年12月23日号外80号）※該当ページ抜粋
- ・別紙4 盛土規制法に関するお知らせ（届出について）

## 6 大分県ホームページURL

「大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（令和6年12月23日改正）について」

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/dosha-r6kaisei.html>

「盛土規制法の運用について」

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17510/morido-kaishi.html>

### 【担当】

水質対策班 中村、奈良

TEL：097-506-3117

FAX：097-506-1747

E-mail：[a13350@pref.oita.lg.jp](mailto:a13350@pref.oita.lg.jp)

## 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（土砂条例）の一部改正について

### 盛土規制法の概要

※盛土規制法・宅地造成及び特定盛土等規制法

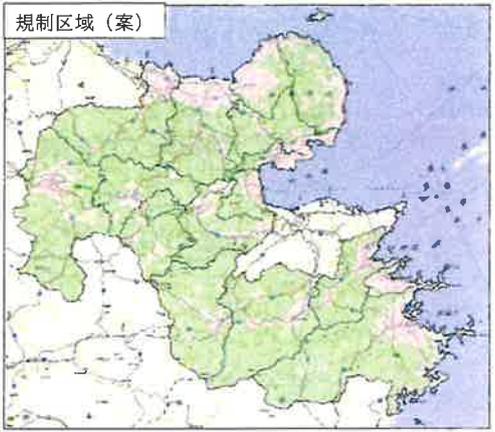
令和3年7月に静岡県熱海市において大雨に伴う盛土の崩壊、大規模な土石流災害が発生し、甚大な人的・物的被害が発生したことを受け、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「盛土規制法」として、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

- 知事が盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
- 規制区域内で行われる盛土等を、知事の許可の対象とする
- 許可基準に沿って安全対策が行われているか確認するため、施工状況の定期報告、施工中の中間検査及び工事完了時の完了検査を実施

### 土砂条例の概要

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境を保全するとともに生活の安全を確保することを目的に平成18年に制定

- 不適正なたい積行為の禁止
- 3,000㎡以上のたい積行為（特定事業）の許可
- 許可事業者の義務（基準順守、届出等）



**規制区域（案）**  
市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

**宅地造成等工事規制区域**  
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

**特定盛土等規制区域**  
市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

※ 大分市（中核市）は独自で規制区域の指定及び運用を行う

### 今回の土砂条例改正

土砂条例の目的の1つである、盛土等による災害発生の防止については、盛土規制法の目的と重複することから、関係する規定を削除し、土壌汚染・水質汚濁の防止に係る規定を残す改正を行うとともに、その他必要な修正等を行う

### 土砂条例と盛土規制法との比較表

※ 下線部は重複箇所のため今回の改正により削除

>

	土砂条例	盛土規制法
施行日	H18.11.1	R5.5.26
目的	盛土等による土壌汚染・水質汚濁の防止及び <u>災害の発生の防止</u>	盛土等に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止
規制区域	県内全域	県内全域
許可対象	事業区域外の場所から採取された土砂等を使用した3,000㎡以上のたい積行為	<b>【宅地造成等工事規制区域】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土で高さ1m超の崖</li> <li>・切土で高さ2m超の崖</li> <li>・盛土と切土を同時に行い2m超の崖</li> <li>・盛土で高さ2m超</li> <li>・盛土または切土の面積500㎡超</li> </ul> <b>【特定盛土等規制区域】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛土で高さ2m超の崖</li> <li>・切土で高さ5m超の崖</li> <li>・盛土と切土を同時に行い5m超の崖</li> <li>・盛土で高さ5m超</li> <li>・盛土または切土の面積3,000㎡超</li> </ul>
構造に関する基準	<u>有</u>	有
土壌汚染・水質汚濁に関する基準	有	無

# 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例（土砂条例）の一部改正について

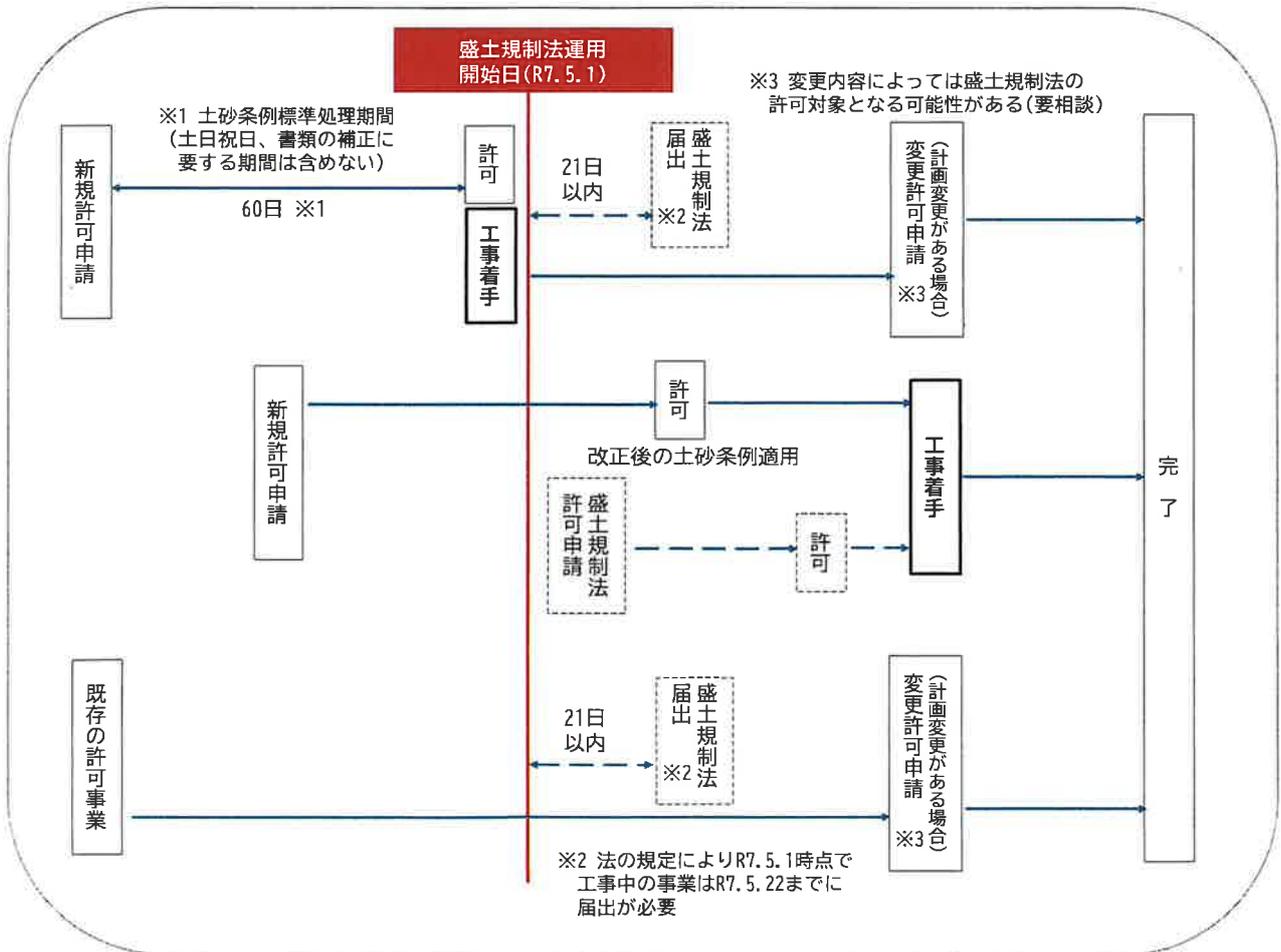
## 土砂条例改正の主な内容

- 目的や禁止行為から災害防止に関する規定を削除
- 特定事業の許可基準等から構造に関する規定を削除
- 常用漢字表への追加に伴い「たい積」を「堆積」に改正
- 土壌汚染に係る基準を「安全基準」としていたが、「土砂基準」に名称変更
- 許可事業者が毎月県に提出する土砂等管理台帳の写しを、事業の休止中（休止届を提出したもの）は提出不要とする
- 許可事業者が行う定期的水質検査について、水質検査ができない場合に行う土壌検査の範囲を土砂等を堆積した区域に限るとする
- 盛土規制法（以下「法」という）の区域指定前から行っている特定事業については、引き続き、改正前の構造基準等を適用する  
ただし、法区域指定後、特定事業の計画を変更することにより法の許可対象となり、法に基づく構造基準がかかる特定事業については、改正後の土砂条例を適用する

## 施行日

令和7年5月1日（盛土規制法の運用開始日）

## 土砂条例と盛土規制法との関係（申請や届出のスケジュール目安）



## 問い合わせ先

大分県生活環境部 環境保全課 水質対策班  
TEL:097-506-3117（直通）